

「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の 見直しに関する検討状況の整理」に関するコメント

2011 年 4 月 25 日
(社)日本経済団体連合会
経 済 基 盤 本 部

1. 総論

わが国の会計基準では、金融負債について、債務額（または償却原価法）による評価が求められているが、本検討状況の整理では、部分的に金融負債を公正価値評価することを受け入れた内容となっている。金融負債の公正価値評価は、わが国のビジネス実態や商慣行になじまない部分が多く、金融負債は原則として、現行通り、債務額（または償却原価法）による測定とすべきである。

本検討状況の整理には、リサイクリングの取扱いに関する論点も含まれている。リサイクリングの取扱いや当期純利益と包括利益の関係といった概念整理については、金融負債に限らず、金融資産や退職給付など、その他の会計基準も含めた総合的・包括的な検討が必要である。

また、関係者の様々な意見を聴取しながら、連結先行の考え方を当基準においてどのように取り扱うのかについても、検討に含めるべきである。

なお、金融商品会計に関しては、IASB、FASB それぞれにおいて見直しが検討されているが、その方向性は必ずしも一致しておらず、今後の IASB、FASB における検討状況や国際的なコンバージェンスの動向を十分に見極めた上で、わが国における基準開発を検討していく必要がある。ASBJ には、IASB・FASB に対する継続的・積極的な働きかけについてもお願いしたい。

2. 質問 1

複合商品の主契約が非金融商品である場合も本基準の対象とされているが、51～53 項に記載の通り、リース契約や保険契約に関する会計基準は IASB や ASBJ において未だ検討中であり、現時点で実務上の影響を判断できない。未確定の会計基準まで範囲に含めるべきではなく、現段階においては、主契約を金融負債に限定するべきである。

3. 質問 2

総論に記載した通り、金融負債は、現行通り、債務額（または償却原価法）による測定とすべきであり、公正価値オプションについても適用を認めるべきでない。公正価値オプションの導入によって恣意性が入る余地が生まれるが、導入することによるメリットが日本の市場関係者の間で必ずしも明確に認識されておらず、導入すべきではない。

上記の通り、金融負債の公正価値測定、あるいは公正価値オプションに反

対の立場であるが、本検討状況の整理における提案に基づいた場合、金融負債の公正価値評価に伴う「負債のパラドクス」の問題に関連して、包括利益に表示された信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値変動につき、リサイクリングが禁止されれば、当期純利益の概念を変質させることにも留意が必要である。また、信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値変動の測定に関して、本検討状況の整理で提案されている内容が十分に適切なのか、実務上測定可能なのか、恣意性に入る余地はないのか、等、十分に明確ではないと考えられ、更なる検討が必要である。

4. 質問 4

案 B（リサイクリングを要求する）が適切と考える。質問 2 に対するコメントの通り、金融負債の公正価値測定、あるいは公正価値オプションに反対の立場であるが、本検討状況の整理における提案に基づいた場合であっても、包括利益に表示された信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値変動について、当期純利益へのリサイクリングが必要である。リサイクリングが禁止されれば、負債の満期前の消滅の認識時に実現損益が純利益に反映されないこととなり、最も重要な業績指標の 1 つである当期純利益の概念が変質することとなり、望ましくない。また、総論におけるコメントの通り、リサイクルの取扱いに関しては、総合的・包括的な検討が必要である。

5. 質問 5

信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値変動の測定については、適用指針 A18～21 項にて規定されているが、質問 2 に対するコメントの通り、この内容が十分に適切なのか、実務上測定可能なのか、恣意性に入る余地はないのか、等、十分に明確ではないと考えられる。A19 項によれば、例えば、流動性プレミアムなど、信用リスクの変動以外の要素も含まれると考えられ、更なる検討が必要である。

以 上